

指定放課後等デイサービス事業所「ドレミ児童リハビリセンター（重心以外・重心）」

重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して上記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業所経営法人の概要

名 称	株式会社セルフ
法 人 所 在 地	兵庫県加古川市別府町新野辺 2086
電 話 番 号	079-430-0142
代 表 者 氏 名	代表取締役 江島和夫
設 立 年 月	平成 14 年 11 月 27 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス（重症心身障害児以外の障害児）（重症心身障害児）
事業所の名称	ドレミ児童リハビリセンター（重心以外）（重心）
事業所の所在地	兵庫県加古川市尾上町安田 69-3
連 絡 先	電話：079-456-6262 FAX：079-456-6263
管 理 者 氏 名	神澤 珠子
定 員	（重心以外）10人 （重心）5人
指 定 年 月 日	平成 27 年 10 月 1 日
事業所番号	2852201207
主たる対象者	（重心以外）重症心身障害児以外の身体障害児、知的障害児 （重心）重症心身障害児
事業所が行なっている他のサービス	指定生活介護事業、指定就労継続支援 B 型事業、特定相談支援事業、 障害児相談支援事業

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社セルフ（以下「事業者」という。）が設置するドレミ児童リハビリセンター（重心以外）（重心）（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者が、利用者及び通所給
-------	---

	付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	<p>① 事業所の従業者は、利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>② 事業の提供に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

4. 通常の事業の実施地域

加古川市、高砂市、播磨町、稲美町

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日。 ただし、祝日、12月29日から1月4日、8月13日から8月15日までを除く。
営業時間	午前8時45分から午後5時45分
サービス提供日	営業日と同じ
サービス提供時間	12時00分から17時00分(放課後受け入れの場合) 10時00分から16時00分(休業日受け入れの場合)

6. 職員の体制

(重心以外・重心/共通)

職種	業務内容
管理者	常勤1名 事業所の従業者及び業務の管理、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名 (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上

	<p>での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成します。</p> <p>(ウ) 通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面（以下「通所支援計画書」という。）を利用者に交付します。</p> <p>(エ) 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも半年に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更します。</p> <p>(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(カ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
--	---

(重心以外)

機能訓練担当職員	1名以上 日常生活動作を営むのに必要な機能訓練を行います。
児童指導員、保育士	1名以上（うち1名以上は常勤） 利用者及び保護者に対し、日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事します。

(重心)

嘱託医	1名 月に1回程度の診察を行います。 支援時間帯において、常に対応できる体制を整えています。
看護師	1名以上 保護者及び利用者に対し、日常生活の看護、保健衛生、相談の業務に従事します。
保育士	1名以上 保護者及び利用者に対し、日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事します。
機能訓練担当職員	1名以上 日常生活動作を営むのに必要な機能訓練を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

7. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	個別支援計画に基づく機能訓練を行う。
静養室	2室	ベッド設置
トイレ	2室	洋式トイレ(車椅子対応1室)
相談室	1室	個室
浴室	1室	リフト等設置
食堂	1室	食事の提供等を行う。

8. サービスの内容

- 一 通所支援計画の作成
- 二 食事の提供
- 三 入浴又は清拭
- 四 身体等の介護
- 五 創作的活動
- 六 個別療育
- 七 集団療育
- 八 その他の身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- 九 生活相談
- 十 健康管理
- 十一 訪問支援
- 十二 送迎サービス
- 十三 関係機関との連携
- 十四 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

9. 利用料金

(1) 介護給付費の対象となるサービス

利用料については、受給者証の記載内容に基づき下記の金額をお支払いいただきます。

重心以外

*基本金額(1単位=10.18円)

30分～1時間半 下記以外 574 単位

医療的ケア児(判定スコアで32点以上) 2591 単位

医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満) 1583 単位

医療的ケア児(判定スコア16点未満) 1247 単位

1時間半～3時間 下記以外 609 単位(1日につき)

医療的ケア児(判定スコア32点以上) 2627 単位

医療的ケア児(判定スコア16点以上32点未満) 1618 単位

医療的ケア児(判定スコア16点未満) 1282 単位

3時間～5時間 下記以外 666 単位

医療的ケア児(判定スコア32点以上) 2683 単位

医療的ケア児(判定スコア16点以上32点未満) 1674 単位

医療的ケア児(判定スコア16点未満) 1339 単位

*延長加算(30分以上1時間未満) 128 単位(重心児、医療的ケア児)

61 単位(上記以外)

*延長加算(1時間以上2時間未満) 192 単位(重心児、医療的ケア児)

92 単位(上記以外)

*入浴支援加算 70 単位(重心児、医療的ケア児)

*専門的支援実施加算 150 単位(個別・集中的な専門的支援を行った場合)

- *家族支援加算Ⅰ 80～300 単位（家族に対して、個別で相談援助を行った場合）
- *家族支援加算Ⅱ 60～80 単位（家族に対して、集団で相談援助を行った場合）
- *関係機関連携加算Ⅰ～Ⅳ 150～250 単位（関係機関と連携した場合）
- *子育てサポート加算 80 単位（支援の観察の機会を提供し、相談援助を行った場合）
- *個別サポート加算（Ⅰ）90 単位
- *個別サポート加算（Ⅱ）120 単位
- *上限管理加算 150 単位
- *欠席時対応加算 94 単位
- *送迎加算 54 単位（医療的ケア児+80 単位、重心児+40 単位）
- *福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1 月につき上記合計額に 158/1000 をかけます。

重心

- *基本金額(1 単位=10.23 円) 放課後に受け入れ 1771 単位(1 日につき)
休業日に受け入れ 2056 単位(1 日につき)
- *入浴支援加算 70 単位
- *専門的支援実施加算 150 単位（個別・集中的な専門的支援を行った場合）
- *家族支援加算Ⅰ 80～300 単位（家族に対して、個別で相談援助を行った場合）
- *家族支援加算Ⅱ 60～80 単位（家族に対して、集団で相談援助を行った場合）
- *関係機関連携加算Ⅰ～Ⅳ 150～250 単位（関係機関と連携した場合）
- *子育てサポート加算 80 単位（支援の観察の機会を提供し、相談援助を行った場合）
- *上限管理加算 150 単位
- *欠席時対応加算 94 単位
- *児童指導員加配加算 374 単位
- *送迎加算 40 単位（医療的ケア児には、+40 単位）
- *福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1 月につき上記合計額に 158/1000 をかけます。

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、こども家庭庁の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は、原則利用料の 1 割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問合せください。

(2) 介護給付費の対象とならないサービス 重心以外・重心共通

日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者の保護者に負担させることが適当と認められる費用（実費）

- ① 各種活動に必要な費用
- ② 食事の提供に係る費用
昼食 1 食につき 540 円
- ③ コピー代 1 枚 10 円
- ④ 紙おむつは原則として持参ください。持参されない場合は実費負担となります。

(3) 利用料金は、1 ヶ月ごとに計算して請求し、翌月 27 日に、ご指定の金融機関からの自動

引き落としさせていただきます。

10. 利用のキャンセル

利用者又は保護者の都合でサービスの利用をキャンセルされる場合は、利用当日の朝9時までに、必ずご連絡ください。病状の急変や急な入院等の場合キャンセル料は請求いたしません。なお、振替利用については、他の利用者の利用状況に応じて空きがある場合に対応させていただきます。

11. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。
- (2) 室内の機器使用に当たっては、従業員の指示に従っていただきます。
- (3) 体調・健康状態に異常がある場合には、必ずその旨をお申し出ください。
- (4) 疾病で、主治医が、放課後等デイサービス提供中に他の利用児に感染する疾病と診断した場合、サービスの利用は出来ません。

12. 虐待の防止について

事業者は、児童及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 神澤珠子
-------------	----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知を行います。

13. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認をいただいております。

医療機関名	みなとがわこどもクリニック	診療科	小児科
所在地	加古川市平岡町新在家 1588-21 アビエスメディカルモール 2 F		
代表者	湊川 誠	電話番号	079-456-0530

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書、非常災害計画により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書、非常災害計画に従い年 3 回以上、避難・防災訓練を実施します。
防火管理者	石川 貴史
防災設備	消火器、誘導灯、自動火災報知機器 他

15. 児童及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前8時45分から午後5時45分です。

16. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた児童又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

17. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者 神澤 珠子
	苦情解決責任者	代表取締役 江島和夫
	受付日	月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月4日、8月13日から8月15日までを除く。
	受付時間	午前8時45分から午後5時45分
	電話番号	079-456-6262
	FAX番号	079-456-6263

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

加古川市役所 障がい者支援課	所在地	加古川市加古川町北在家 2000
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前8時半から午後5時15分
	電話番号	079-427-3626
兵庫県社会福祉 協議会 「運営適正化委員会」	所在地	神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前10時から午後6時
	電話番号	078-242-6868

18. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び児童の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、「兵庫福祉総合保障制度」の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

19. 身体拘束等について

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並

びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

また、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

20. 衛生管理について

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

プライバシーポリシー

(個人情報保護方針)

1. 個人情報の取得について

当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当社の提供するサービス申込みの際にご提出いただいた個人情報について、利用者様との連絡の為に利用させていただくほか、利用者及び家族がお申込みのサービスの手配および受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます。

また、個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。また、当社グループでは、よりよいサービスや、サービス提供のご案内をお客様にお届けする為に、利用者及び家族の個人情報を利用させていただくことがあります。

3. 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に利用者及び家族の同意を得ることなく第三者に提供しません。

4. 個人情報の管理について

- ・ 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを完全に管理致します。
- ・ 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- ・ 当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。
- ・ 当社は、役員及び従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

当社は、利用者及び家族が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。

なお、当社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら、下記までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

当社個人情報相談窓口

株式会社セルフ

兵庫県加古川市別府町新野辺 2086

電話番号：079-430-0142

M a i l : self@apricot.ocn.ne.jp

株式会社セルフ

代表取締役 江島 和夫